

くらしめーる

- 宅配業者をかたる偽の「不在通知」
- オンラインゲームで高額課金！
- 配布物のご案内

相談窓口

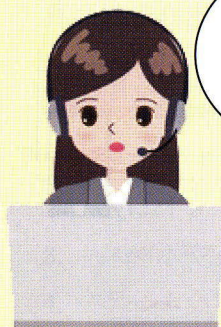
受付時間：平日 9:30～16:30

TEL 439-5281

※時間外、土日の窓口は裏面に

発行：岸和田市立消費生活センター 〒596-0045 岸和田市別所町 3-12-1 市立保健センター3F

事例



あなたの
購入履歴は
ありません。



クレジットカード会社から代金の引き落とし
ができないと、確認の電話が来た。慌てて利
用明細を見ると、先月3回に渡って、計50
万円以上の心当たりのない請求があった。

カード会社に問い合わせ、
教えてもらった請求元に連
絡をすると、私名義での**購
入の履歴はない**と回答が
あった。

(70 歳代 男性)

不正利用かも！？
利用明細は必ず**確認**

出典：「見守り新鮮情報第 386 号」独立行政法人国民生活センター



- 「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。
- 利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。
- 自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。
- 不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。
- 困ったときは、すぐに**消費生活センター**等にご相談ください。

回覽



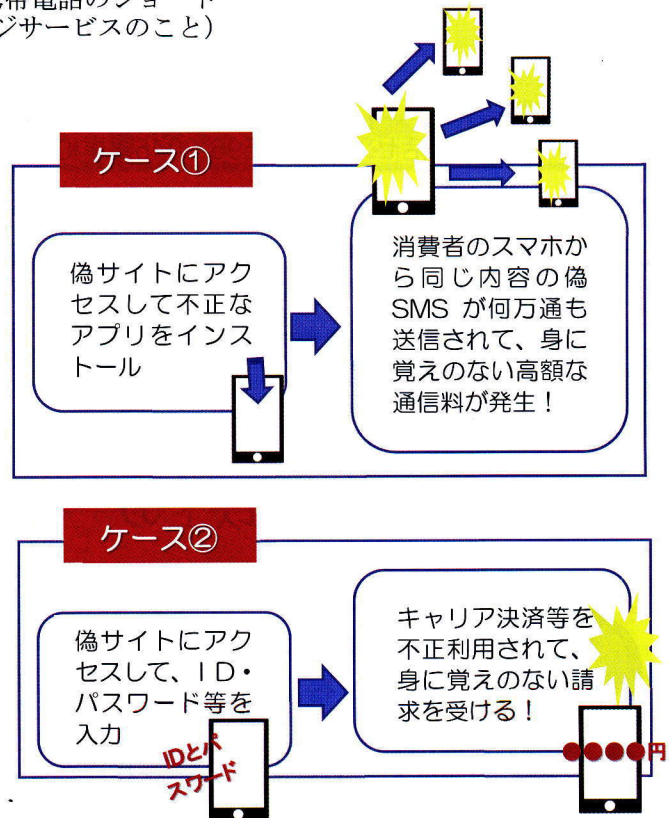
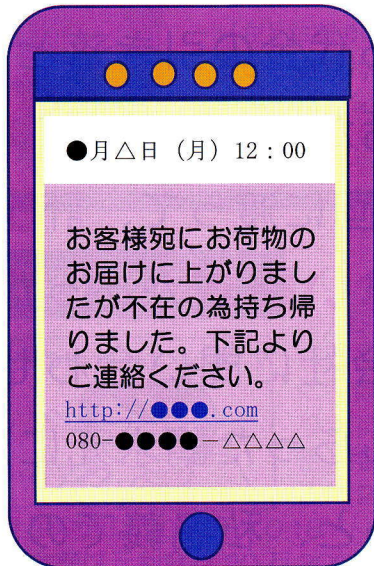
偽

宅配業者を装った「不在通知」の のショートメールに注意しましょう

※SMS(携帯電話のショート
メッセージサービスのこと)

トラブルのイメージ

宅配業者を装った「不在通知」の偽ショートメール



～ URL にはアクセスしないで！折電しないで！ ～

トラブルに遭わない為に

- ◆ SMSやメールで「不在通知」が届いても安易にアクセスしない。折電しない。
- ◆ 提供元不明のアプリをインストールしない。IDやパスワードを入力しない。

万が一、操作してしまったら

- ◆ 不正なアプリをインストールした場合はスマホを機内モードにして、アプリをアンインストールしましょう。
- ◆ IDやパスワードをすぐに変更しましょう。

日頃からの対策を…

- ◆ 携帯電話会社の対策サービスやセキュリティソフトを活用しましょう。
- ◆ IDやパスワードの使いまわしはやめましょう。
- ◆ キャリア決済の限度額を必要最小限に設定するか、利用しないようにしましょう。

宅配事業者のHPで注意喚起が行われています。ぜひご覧ください。

知らない間に私の
クレジットカード
で課金していた...



子どもがゲームで、**高額課金**！

～未成年者だから取り消しできるはず?!～

未成年者がオンラインゲームで高額な課金をしてしまうトラブルが増えています。決済方法は親のクレジットカードが7割を占め、その他キャリア決済や家からお金を持ち出してプリペイドカードを購入したケースもあります。契約当事者の低年齢化も進んでいます。事例を読んで、注意点を一緒に考えましょう。

【事例 1】 小学生の息子が祖母宅で祖母の財布からクレジットカードを抜き取ってゲームに課金。祖母に 20 万円を超える請求が来た。未成年者なので取り消してもらいたい。

【事例 2】 父親が入力していた4桁の数字を覚えて、子どもがキャリア決済金額上限ギリギリまでゲームに高額課金。「もうしない」という子どもの言葉を信じて対策をしなかったら、再度高額請求がきた。もう払えない。どうしたらいいのか？

問 題 点

1. 子どもはクレジットカードの仕組みを知らなくても決済の手続きを容易に行える。
2. 親はオンラインゲームの決済の仕組みを理解していない。
3. スマホやタブレット等の端末に ID やカード情報を登録した状態で子どもに使わせている。
4. ゲーム会社は非対面の利用者の年齢を把握することが難しいことから、未成年者契約であつても必ずしも取消・返金されとは限らない。
5. 子どもはそれほど深刻に考えずに正確でない年齢をサイトに登録する。

アドバイス

- ◆ 子どもが普段遊んでいるゲームが無料なのか有料なのか、何が有料なのか等の再確認をしましょう。
- ◆ **ゲームの遊び方やルールについて親子で確認・約束することが大切です。**
- ◆ クレジットカードの徹底した管理が必要です。子どもにクレジットカードがお金であることを理解させ、「クレジットカード＝お金」の大切さを伝えましょう。
- ◆ クレジットカードの利用明細を毎月確認してください。
- ◆ ゲーム会社にはペアレンタルコントロールやパスワード設定があるので積極的に活用しましょう。

遊ぶ前に親子で
ルールを決めておこう！

困った時は消費生活センターへご相談ください





配布物のご案内

問合せ先：
消費生活センター ☎438-5281

消費生活センターでは以下の物品をお渡ししております。安全・安心な消費生活を送るためにぜひお役立てください。（「2021年版くらしの豆知識」は100冊限りです。1世帯1冊、先着順）。



最新号 2021年版くらしの豆知識

くらしに役立つ幅広い分野の知識・情報をコンパクトにまとめた小冊子です。今年の特集は「トラブル回避! お金の知恵袋」「18歳からの消費生活」の2本です。特集以外の内容も最新の情報で、平易な文章で書かれています。（A5判、176ページ）



（左）お断りステッカーを玄関先に貼ることで事業者の強引な勧誘行為をけん制することを期待できます。（右）消費生活センターの電話番号が書いてあります。マグネットシートになっていますので、冷蔵庫等に貼ってご利用ください。

暮らしの法律



「1ヵ月後に1.5倍の金額を返済する融資契約をした場合は？」

問) SNSで簡単に融資を受けられるという書き込みを見て、個人情報の他に会社名や給料等を書いて申し込みました。お金は振り込まれました。1ヵ月後に手数料を含む1.5倍の金額を返済する条件でした。会社に連絡されたら困ります。どうすればいいのでしょうか？

答) 利息制限法は利息の上限を定めています。例えば、あなたの借りた金額が仮に20万円だったとすれば年18%を上限としています。つまり1ヵ月分の上限利息は $20\text{万円} \times 0.18 \times (12\text{分の}1) = 3000\text{円}$ ということになります。1ヵ月後に返済するべき金額は元金合計20万3000円です。これを超えて支払う必要はありません。「手数料」も利息とみなされます。本件の利息は「手数料を含む1.5倍」というめっちゃくちゃな高金利で、1ヵ月で50%ですから年率にすると600%です。このような高金利を約束した場合、第一に貸金業者は罰則を受けます。第二に、元本も利息も支払う必要はないという考え方が裁判所では主流です。本件のような高金利の金銭貸付は犯罪であり、「不法原因給付」としてその返還を請求できないという条文があります（民法708条）。この結果、あなたは「元金一切返済しない。警察に通報して取り締まってもらう」と主張することができますが、心理的に困難な場合は弁護士や司法書士に依頼してみるとよいでしょう。これを主張すれば業者は罰則を恐れて、あなたの会社へ連絡してくるという事態は考えにくいです。

（出典：国民生活 2020年11月号）

相談窓口

消費生活センター

受付時間：平日9:30～16:30

電話番号 **439-5281**（相談専用）

平日16:30～17:00でお急ぎの場合

大阪府消費生活センターでも受付可能です

06-6616-0888（大阪府消費生活センター）

●週末相談（年末年始除く10:00～16:00）

土曜日／**06-4790-8110**

（公益社団法人）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日／**06-6203-7650**

（公益社団法人）全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。